資料５

子ども家庭部保育課

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めることについて、子ども・子育て支援法第54条の２第３項に基づき、以下のとおり、子ども・子育て会議の意見を聴取します

Ⅰ　利用定員の設定について

１　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

利用定員の設定はありません。

２　特定乳児等通園支援事業

（令和８年11月１日時点）

No.	事業所名	施設種別	所在地	区分	利用定員（人）	
					１時間	１か月
1	ふたばクラブ浜田山井の頭通り保育園	小規模保育事業	浜田山四丁目10番５号	余裕活用型	３人	15人
計					３人	15人

＜参考＞

特定乳児等通園支援事業に係る利用定員の確保量　（令和８年11月１日時点）

		0歳児	１歳児	２歳児	計
確保量※1	一般型（在園児合同）	16人	0人	1人	17人
	一般型（専用室独立実施）	0人	８人	20人	28人
	余裕活用型	６人	３人	５人	14人
	計Ⓑ	22人	11人	26人	59人

※１　確保量＝１月当たりの利用定員×10時間÷定員一人１月当たりの受入れ可能時間数（８時間×22日）（小数点以下切り捨て）

子ども・子育て支援事業計画（第３期）における量の見込み（令和９年(2027)年度）

		０歳	１歳	２歳	計
量の見込みⒶ※2（延べ人数）		44人	36人	12人	92人
確保量※3	一般型（在園児合同）	16人	0人	1人	17人
	一般型（専用室独立実施）	0人	８人	20人	28人
	余裕活用型	6人	3人	５人	14人
	計Ⓑ	22人	11人	26人	59人
差引（Ⓑ－Ⓐ）		▲22人	▲25人	14人	▲33人

※２　量の見込み＝０歳から２歳までの就学前人口×利用割合×月10時間÷定員一人１月当たりの受け入れ可能時間数（８時間×22日）（小数点以下切り捨て）
※３　確保量＝１月当たりの利用定員×10時間÷定員一人１月当たりの受入れ可能時間数（８時間×22日）（小数点以下切り捨て）

Ⅱ　利用定員の変更及び廃止等について

１　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

別紙参照